



島根県報

平成20年 3 月28日 (金)
号外 第 25 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(教育庁総務課)	1
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(")	3
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則	(")	3
労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(")	4

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 2 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第 1 項中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の 2 を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第 2 条の規定により自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

第25条第 2 項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業条例第 2 条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第26条の 2 中「法第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 2 項に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）にあつては、」を「法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された教育職員（以下「再任用教育職員」という。）で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務教育職員」という。）にあつては」に、「第22条第 2 項」を「第22条第 3 項」に、「「勤務割合」という。）を」を「「再任用短時間勤務に係る算出率」という。）を、育児休業法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）にあつてはその額に条例第22条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に係る算出率」という。）を、育児休業法第18条第 1 項の規定により採用された教育職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員」という。）にあつてはその額に条例第22条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率」という。）をそれぞれ」を加える。

第26条の 3 第 2 項第 1 号中「法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された教育職員（以下「再任用教育職員」という。）」を「再任用教育職員」に改め、「定める額」の次に「（育児短時間勤務教育職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあつてはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端

数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同項第2号中「勤務割合」を「再任用短時間勤務に係る算出率」に改める。

第28条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業した場合

第28条の12中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業した場合

第29条の9第2項中「第2項第2号」の次に「(職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号。以下「育児休業条例」という。)第15条(同条例第23条において準用する場合を含む。)若しくは第26条又は職員の修学部分休業に関する条例(平成20年島根県条例第9号)第3条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第29条の13の2第3号及び第29条の13の4第2項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業をし」を加える。

第31条の12中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 自己啓発等休業条例第2条の規定により自己啓発等休業した場合

第32条の6第1項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同項第1号イ中「及び再任用短時間勤務教職員(教育職員を除く。)」を「、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)、育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)並びに育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。)」に改め、同項第2号中「及び再任用短時間勤務教職員(教育職員を除く。)」を「、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第37条の2第1項第2号ア中「第4条第3項」の次に「(育児休業条例第19条(育児休業条例第23条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第38条中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」とする。))」を「再任用教育職員」に、「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員にあっては、その額に勤務割合を乗じて得た額」を「再任用短時間勤務教育職員にあってはその額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあってはその額に育児短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員にあってはその額に育児短時間勤務に伴う短時間勤務に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額」に改める。

第39条中「再任用短時間勤務職員にあっては、8時間に勤務割合を乗じて得た時間」を「再任用短時間勤務職員にあっては条例第22条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあっては条例第22条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあっては条例第22条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ8時間に乗じて得た時間」に改める。

別表第10中 「同 雲南市吉田学校給食センター」を「同 雲南市吉田学校給食センター」に改める。
同 波多小学校」

「雲南市立中野小学校

別表第10の2中 同 松笠小学校 を「雲南市立中野小学校」に改める。

同 入間小学校」

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 3 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」の次に「第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された教育職員で同法」を加え、「占める教育職員」を「占めるもの」に、「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条第 2 項」を「条例第22条第 3 項」に改め、「勤務時間で除して得た数を」の次に「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている教育職員にあってはその額に条例第22条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第10項第 3 号中「第 4 条第 5 号」を「第 4 条第 1 項第 6 号」に、「第 4 条各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第 4 号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「又は公益法人等派遣条例第 6 条」を「、公益法人等派遣条例第 6 条又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年島根県条例第76号）第10条」に、同条第10号中「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条」を「条例第22条」に改める。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 施行日以降に育児休業法第10条第 1 項に規定する育児短時間勤務（次条第 1 項第 4 号において「育児短時間勤務」という。）を始めた教職員

第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「第 5 号」を「第 6 号」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「勤務時間条例第 2 条第 2 項」を「条例第22条第 3 項」に改め、「得た額」の次に「（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている教職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、条例第22条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる教職員以外の教職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

島根県教育委員会規則第5号

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年島根県教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「乗じて得た額」の次に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加える。

附則第3項中「1.0を乗じて得た額」の次に「（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額）」を加える。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。